

【EU】プラスチックペレット放出防止に関する規則の制定

海外立法情報課 田村 祐子

* 2025年11月、マイクロプラスチック対策の一環として、経済事業者と運送業者にプラスチックペレットの放出防止及び放出発生時に清掃等の措置を義務付ける規則が制定された。

1 背景と経緯

本稿では、「マイクロプラスチック汚染の削減を目的としたプラスチックペレットの放出防止に関する2025年11月12日の欧州議会及び理事会規則（EU）2025/2365」¹（以下「規則」）を取り上げる。プラスチックペレット（plastic pellets. 以下「ペレット」）は、樹脂ペレットなどとも呼ばれ、プラスチック製品の製造に使用される工業用原料である²。微細なペレットは、一度環境に放出されると回収が困難であり、環境や生態系、人の健康等への悪影響が懸念されることから、2023年10月16日、ペレットの放出防止に関する規則案（COM(2023)645）が提案され、修正を経て³、2025年9月22日にEU理事会で、同年10月23日に欧州議会で承認され、規則が成立した。施行日は同年12月16日で、全26か条及び附属書5部から成る。

2 主な内容

(1) 主題と範囲

規則は、ペレットの放出⁴をゼロにすることを目的として、ペレットのサプライチェーンの全ての段階で、放出を防止するための取扱いに関する義務を定めるものである（第1条）。規則は、次の自然人及び法人に適用される（同条）。①EU域内で前年に5トン以上のペレットを扱った経済事業者⁵、②EU域内でペレットの容器及びタンクの清掃のための施設⁶を運営する経済事業者、③EU域内でペレットを輸送するEUの運送業者⁷及び非EUの運送業者⁸（以下「運送

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年4月7日である。

¹ Regulation (EU) 2025/2365, OJ L, 2025/2365, 26.11.2025. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2025/2365/oj>>

² European Commission, “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on preventing plastic pellet losses to reduce microplastic pollution,” COM (2023) 645, 16.10.2023, pp.1-2. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM%3A2023%3A0645%3AFIN>> 規則第2条では、形状、形態、大きさを問わず、かつ、実際の用途にかかわらず、プラスチック製品製造工程において、成形のために製造されたポリマー含有材をいうと規定している。以下、本稿における条名は、全て規則のものである。

³ 当初の規則案は、全19か条及び附属書4部で構成されていた。審議過程において、ペレットの海上輸送に係る規定（後述第12条）などが新たに盛り込まれた。

⁴ 「放出（loss）」とは、サプライチェーンのあらゆる段階において、施設（後掲注(6)参照。）領域から、又はペレットを輸送する道路車両、鉄道貨車、内陸水路船舶、加盟国から出港し、若しくは加盟国に寄港する海上船舶から、環境へとペレットが単発的又は継続的にこぼれ出ることをいう（第2条）。

⁵ 「経済事業者（economic operator）」とは、施設（後掲注(6)参照。）を運営若しくは管理する自然人若しくは法人又は国内法で定められている場合には、施設の技術的機能に関する決定的な経済的権限を委譲された者をいう（第2条）。規則において経済事業者の具体例は見られないが、ペレットのサプライチェーンの全ての段階として、リサイクルを含む製造、加工、流通等の業種が挙げられており、これらの業種に携わる事業者が該当する（前文(5)）。

⁶ 「施設（installation）」とは、ペレットの取扱いを伴う一つ以上の経済活動が行われる、あらゆる敷地（premises）、建造物、場所（location）、用地（site）又は地点（place）をいう（第2条）。

⁷ 「EUの運送業者（EU carrier）」とは、加盟国に拠点のある自然人又は法人であって、その経済活動の一環として、道路車両、鉄道貨車又は内陸水路船舶を用いてペレットの輸送に従事する者をいう（第2条）。

⁸ 「非EUの運送業者」とは、第三国に拠点のある自然人又は法人であって、その経済活動の一環として、道路車両、鉄道貨車又は内陸水路船舶を用いて、EU域内におけるペレットの輸送に従事する者をいう（第2条）。

業者」)、④加盟国から出港し、又は加盟国に寄港し、コンテナでペレットを輸送する海上船舶の荷主⁹、事業者¹⁰、(その) 代理人¹¹及び船長。

(2) 経済事業者及び運送業者の義務

経済事業者及び運送業者は、ペレットの放出を確実に回避しなければならない、放出が発生した場合には、環境に配慮した方法で、直ちに封じ込め (contain)、清掃するための措置を講じなければならない (第3条)。経済事業者は、加盟国の管轄当局に、当該加盟国に所在し、当該事業者が管理・運営している各施設について、ペレット取扱量が年間 1,500 トン以上か未満かを含む情報を通知しなければならない (同条)。

経済事業者は、①各施設のリスク管理計画 (以下「計画」)¹²の策定、②計画に記載された設備の設置及び手続の実行、③管轄当局への計画の通知を行わなければならない (第5条)。運送業者は、附属書IIIに規定する措置¹³を確実に実行しなければならない (同条)。経済事業者及び運送業者は、次の義務を負う。①計画及び附属書IIIに定める措置を実行する際、優先順位 ((a) 流出¹⁴の防止、(b) 放出回避を目的とする流出の封じ込め、(c) 流出・放出の清掃の順) に従って実行すること、②(a) 従業員に対する研修の実施、(b) ペレットの年間取扱量及び推定放出量についての記録の維持を行うこと、③流出・放出の防止、封じ込め及び清掃に失敗した場合、遅滞なく是正措置を講ずること (同条)。前年のペレット取扱量が 1,500 トン以上の施設を運営する中規模企業又は大企業である経済事業者は、施設ごとに、計画の要件を遵守しているかの内部評価を、毎年実施しなければならない¹⁵ (同条)。経済事業者は、その規模に応じて定期的に¹⁶、前年のペレット取扱量が 1,500 トン以上の施設の取扱工程が計画の要件を遵守していることを、独立した第三者機関である証明機関が発行した証明書を取得することによって立証しなければならない (第6条、第9条)。

(3) 海上輸送に係る義務

荷主は、①ペレットが通常輸送で遭遇するような衝撃及び荷揚げに耐え得る十分な強度で包装され、密閉されていること、②ペレットを積載したコンテナを識別する輸送情報が船舶の事業者、(その) 代理人及び船長に伝達されていること等を確保しなければならない (第12条)。

⁹ 「荷主 (shipper)」とは、海上船舶を用いてペレットの輸送をその経済活動の一環として行う自然人又は法人と、貨物運送契約を締結した自然人又は法人をいう (第2条)。

¹⁰ 「事業者 (operator)」とは、海上船舶の所有者又は管理者をいう (第2条)。

¹¹ 「代理人 (agent)」とは、事業者に代わって情報を提供する義務又は権限を課せられた者をいう (第2条)。

¹² 当該計画には、ペレットの年間取扱量、施設領域内で流出が発生する可能性のある場所 (高リスクの場所の特定)、流出・放出を防止、封じ込め、清掃するために設置された設備の説明及び実施されている手順の説明等を含めなければならない (附属書I第1条)。

¹³ 附属書IIIは、運送業者が講ずべき措置及び導入すべき設備について定めている。例えば、積み込み・荷下ろしの作業中・作業後に施設を離れる前にペレットが輸送手段及びコンテナの外側から取り除かれていること等を確認することや輸送中の損傷した包装を可能な場合は修理すること等が定められている。

¹⁴ 「流出 (spill)」とは、施設領域又はペレットを輸送する道路車両、鉄道貨車、内陸水路船舶において、一次収容容器からペレットが単発的又は継続的にこぼれ出ることをいう (第2条)。

¹⁵ 前年のペレット取扱量が 1,500 トン未満の施設を運営する中小企業若しくは大企業である経済事業者又は零細企業については、5年ごとに、適合性の自己宣言 (施設でのペレットの取扱いがこの規則の要件を満たしていることを証明するために、当該事業者が作成する適合宣言書) 及び計画の更新を管轄当局に通知しなければならない (第5条、附属書II)。

¹⁶ 大企業は 2027 年 12 月 17 日までに、その後は 3 年ごとに、中規模企業は 2028 年 12 月 17 日までに、その後は 4 年ごとに、小規模企業は 2030 年 12 月 17 日までに (証明書は 5 年間有効。)、立証しなければならない (第6条)。